

熊本大学  
大学院人文社会科学研究部  
における組織評価  
自己評価書

平成 30 年 9 月 30 日  
9. 大学院人文社会科学研究部

## 目次

I 熊本大学大学院人文社会科学研究所の現況及び特徴 .....	2
III 研究の領域に関する自己評価書 .....	3
1. 研究の目的と特徴 .....	4
2. 優れた点及び改善を要する点 .....	5
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	5
IV 社会貢献の領域に関する自己評価書 .....	10
1. 社会貢献の目的と特徴 .....	11
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	12
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	12
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	16
V 国際化の領域に関する自己評価書 .....	17
1. 国際化の目的と特徴 .....	18
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	19
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	19
VI 管理運営に関する自己評価書 .....	24
1. 管理運営の目的と特徴 .....	25
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	26
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	26
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	34
VII 男女共同参画の領域に関する自己評価書 .....	37
1. 男女共同参画の目的と特徴 .....	38
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出 .....	38
3. 観点ごとの分析及び判定 .....	39
4. 質の向上度の分析及び判定 .....	41

## I 熊本大学大学院人文社会科学研究所の現況及び特徴

### 1 現況

- (1) 学部等名：熊本大学大学院人文社会科学研究所
- (2) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）  
：専任教員数（現員数）：134 人、助手数（1 人）

### 2 特徴

国立大学の存在意義を明らかにした「ミッションの再定義」、政府の方針としての「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」（平成 25 年 6 月）や「国立大学改革プラン」（平成 25 年 11 月）などに基づいた「大学改革」が、現在進められているところであるが、本学は、急速に進む「グローバル化」や「少子高齢化」を始め、社会的変化の激しい今後の 21 世紀社会においても、本学の個性と強みを生かし、知を探求、継承、蓄積、発信する「創造する森」として、基礎から応用までさまざまな課題の解決に果敢に「挑戦する炎」となっており、地域創造や世界の人びとの幸せ実現に貢献する“研究拠点大学”を目指す責務がある。

このような中、急激に変化する時代に的確に対応していくためには、従来の部局組織の枠にとらわれない柔軟性を持った組織体制が必要であり、このため、全学的に教員組織を教育プログラムから分離することとし、平成 22 年 1 月に組織された生命科学研究部及び平成 28 年 4 月に組織された先端科学研究部に引き続き人文社会科学研究所を設置するものである。

人文社会科学研究所は大きく 2 つの系、文学系及び法学系に分かれる。文学系研究部は 6 つの分野（哲学、歴史学、文学、言語・情報学、心理学、社会・人類学）、法学系研究部は 3 つの分野（法学、公共政策学、交渉紛争解決学）で構成され、国内外で研究活動を積極的に展開している。

### 3 組織の目的

研究部が新たに設置されることで、生命科学系、自然科学系及び人文社会科学系分野を軸とした教員組織が整備され、若年人口の急激な減少や社会のグローバル化を見据え、また、大学教育の質の確保の観点から教育プログラムを機動的かつ柔軟に見直すことが可能となる。

また、各研究部内にとどまらず、各研究部間においてもこれまでの学問分野にとらわれることなく、時代の要請に応えた研究課題への取組や学際・融合研究が進展することが期待され、“研究拠点大学”としての機能強化への寄与も期待できる。

人文社会科学研究所内においては、活力ある地域社会の発展に寄与するとともに、国際的な文化・学術の発信力を高める人文社会科学の研究拠点の創成を目指し、人文系、社会科学系及び法曹養成系教員の研究資源の連携を強化することで、国際レベルの研究を推進する。特に人文系における心理学、倫理学、歴史学・考古学、社会学、文化人類学などの分野で、海外の大学との連携を強化することで文化の発信力を高め、従来の受容型から発信型へと文化研究を転換させる。また人文系、法学系、政策系の研究資源を集約・融合して紛争解決学の分野の充実を図り、地域社会との連携や海外の大学との連携を強化し、国際水準の研究の基盤を作るとともに、社会からの要請に応える応用的かつ実践的な研究の発展を目指す。人文社会系のこれら柱となる分野を強化することで、人文系諸分野がもつ国際レベルの研究を一層高め、研究の強化だけでなく、地域に貢献し、グローバルに活躍する人材育成もさらに進展する効果をもたらすものと期待される。

### Ⅲ 研究の領域に関する自己評価書

## 1. 研究の目的と特徴

### 《文学系》

本研究部（文学系）は、平成 29 年度に、文学部（永青文庫研究センターを除く）、大学院社会文化科学研究科の文学系領域が統合する形で設立された人社系研究組織である。本研究部は、活力ある地域社会の発展に寄与するとともに、国際的な文化・学術の発信力を高める人文社会科学の研究拠点の創成を目指し、人文系、社会科学系の研究資源の連携を強化することで、国際レベルの研究を推進する。特に人文系における心理学、倫理学、歴史学・考古学、社会学、文化人類学などの分野で、海外の大学との連携を強化することで文化の発信力を高め、従来を受容型から発信型へと文化研究を転換させる。人文社会系のこれら柱となる分野を強化することで、人文系諸分野がもつ国際レベルの研究を一層高め、研究の強化だけでなく、地域に貢献し、グローバルに活躍する人材育成のさらなる進展を目指す。

なお本研究部は、平成 29 年度に既存の組織を改変してできた組織のため、今回の組織評価の「質の向上度の分析及び判定」を記述するにあたり直接比較対照できる組織がない。しかし、本研究部は、その成り立ちから文学部教員を主体とし、また教員数もほぼ同数のため（本研究部 66 名、文学部約 60 名）、文学部の第 2 期末のデータと比較した。ただし、文学部の第 2 期末のデータには、（平成 29 年度全学センター化した）永青文庫研究センターの業績が含まれている。

#### [想定する関係者とその期待]

関係領域の学会、地域社会、国際社会を主要な関係者として想定し、研究部の研究活動及び研究成果を通して、教育面、学術面、地域及び社会の課題解決の面で、また地域文化の継承及び発展のために、相互の連携を通して貢献するよう期待されている。

### 《法学系》

本研究部（法学系）は、教員の専門分野における創造性豊かな卓越した研究活動を推進するとともに、各専門分野における研究成果の公表やその成果の還元を通じて、地域社会に限らず我が国の社会全体の、さらには国際社会において発生する種々の課題や問題の解決に寄与するような研究の推進を目的としている。研究活動を推進するため、研究部（法学系）所属教員を主要な会員とする「熊本大学法学会」を設置し、法、政治、経済及び政策等に関する理論並びに実際を研究し、その成果を発表し、他の学会と提携・連携して斯学の発展と普及に寄与する活動を行っている。

研究部（法学系）では、各教員の専門分野における研究活動や学会活動のほかに、①地域的に固有な問題意識に立った研究、すなわち地域社会が抱える課題についての研究活動、②熊本県弁護士会を中心とした地元法曹界と研究部（法学系）教員で組織する「熊本法律研究会」を開催し、判例研究や先端的な法律問題に関する共同の研究活動、③研究部（法学系）教員等をメンバーとして各教員の専門分野について研究報告を行う、専門分野横断型の研究活動、などを行っている。さらに、教員の研究活動を活性化するため、毎年度始めに当該年度の研究計画及び前年度の研究実績を記載した研究計画書を提出し、研究部全体としてまとめたものを各教員に配布し、研究シーズの共有を推進している。これらの特徴を有する活動を今後も継続していくことにより、研究部（法学系）が取り組む共同研究においてはより一層の組織的拡大強化、国際化並びに学際化の推進のための制度整備、さらに社会貢献・地域貢献の観点から、地方自治体や地域社会の法曹実務家や政策実務家とのさらなる研究連携に取り組み、研究活動の改善・向上を図っている。

#### [想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして本研究部（法学系）は、学部・大学院の在籍生、卒業・

修了生、卒業・修了生の進路先（民間企業、公的機関及び大学院）、地方団体、地域社会及び国際社会を想定する関係者とし、本研究部（法学系）の研究成果が関係者の課題解決に貢献するという期待を受けている。

## 2. 優れた点及び改善を要する点

### 《文学系》

#### 【優れた点】

1. 本研究部は各研究領域の特質を反映し、豊かな多様性を示している。実験・臨床心理学および倫理学に関する国際的に評価の高い先進的研究、学界をリードする歴史学ならびに考古学研究、社会正義と環境問題に関する社会学的研究、グローバルに展開する文化人類学研究、熊本および旧制五高と結びつきの深い漱石、ハーンを軸とした国際的比較文学研究から、水俣をはじめとする地域に密着した研究、日本文化に関する国際的研究や情報社会に対応した実践研究までダイナミックな研究活動が行われている。それらの研究は、現代社会の問題解決や地域社会貢献に資する方向性を有しており、先進的学術研究と地域との連携・還元を使命とする地方大学の理想的なあり方として高く評価できる。
2. 教員の研究活動に関しては、研究業績全般、外部資金の獲得状況、学内研究助成金の獲得状況、学部内研究推進助成の活用状況、いずれにおいても高い水準にあり、研究部教員の研究活動は極めて活発である。
3. 研究部の研究成果の状況は極めて良好である。教員による研究（論文・著書・翻訳・教科書・啓蒙書）の総数は278件で、それらのうちSSとSの水準にあるすぐれた業績は17本（年平均8.5本）にのぼる。それは教員数66名のほぼ25%に相当する。

#### 【改善を要する点】

研究活動および研究成果において特段改善を要する点はないが、強いて言えば、研究成果のSSとSに関する業績数が分野においていくらか偏りが見られる点に改善の余地がある。これは分野の専門性とも関わる問題であり、単純には比較できないが、全体としてよりよいバランスを目指すことで、研究部全体として研究の質を上げていきたい。

### 《法学系》

#### 【優れた点】

教員の研究活動を支援するための方策が施されており、主体的な問題意識に基づき研究成果を着実に発表している。熊本地震にかかわる問題など地域の抱える課題についての研究活動を組織的に取り組み、その成果をあげている。

#### 【改善を要する点】

研究部発足が平成29年度であることから、予算編成を含めて組織としての統一的取り組みが発展途上にあり、研究に関する組織と運営のシステム構築に引き続き取り組む必要がある。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 研究活動の状況

観点 研究活動の状況

### 《文学系》

（観点到係る状況）

今回の組織評価における大学院人文社会科学研究所（文学系）全教員（66名）による業績総数は論文102本、著書42冊など、総計278件にのぼり、活発な状況にある。学会や研究会における研究成果の公表も、国際学会・シンポジウム・研究会において計46件、国内

学会・シンポジウム・研究会において計 110 件の計 156 件と活発で、公表の義務とともに学会への貢献が十分に果たされている。また、学会や研究会の主催が計 29 件、フォーラムや種々の公開講座開催が計 7 件にのぼり、学会及び地域社会への研究上の貢献を果たしている。

また研究助成金の獲得は、①外部助成金 147 件/約 2 億 1,700 万円、科学研究費補助金 135 件/約 1 億 9,300 万円、受託・共同研究 4 件/約 1,900 万円、寄付金 8 件/約 4,800 万円、②学内助成金 4 件/約 530 万円で、その総計は約 2 億 2,200 万円にのぼる。この数値は研究部の研究活動の指標であり、また外部からの評価の高さを裏付けるものである。

当期間における当研究部の研究助成制度（「学術研究推進経費」「国際学会発表助成」「海外研究助成」「サバティカル研修制度」）の利用件数は計 19 件と活発で、「国際学会発表助成」は海外での研究発表を促す要因ともなっている。

（水準）

期待される水準を上回る。

（判断理由）

教員の研究活動全般、外部資金の獲得状況、学内研究助成金の獲得状況、学部内研究推進助成の活用状況、いずれにおいても極めて高い数値を示しており、研究部教員の研究活動は極めて活発であり、期待される水準を上回ると判断する。

## 《法学系》

（観点に係る状況）

大学院人文社会科学部（法学系）は、教員の専門分野における創造性豊かな卓越した研究活動を推進するために「熊本大学法学会」を設置し、法、政治、経済及び政策等に関する理論並びに実際を研究し、その成果を発表し、他の学会と提携・連携して斯学の発展と普及に寄与する活動を行っている。また、熊本大学法学会が発行する学術雑誌『熊本法学』、法曹養成研究科紀要である『熊本ロージャーナル』、社会化科学研究科紀要である『熊本大学社会文化研究』は査読制を採用し、投稿規定も整備するなど質の向上が図られてきた。

予算編成と執行の統一が平成 31 年度から開始されるため、研究部（法学系）全体としての評価はできないが、法学部では、各教員の専門分野における研究活動や学会活動をより一層推進するために学部長裁量経費を設け、法学部研究活動推進委員会における審議に基づいて申請経費を支給してきた。平成 26 年度からは、学部長裁量経費を組み込んだ「特別研究費枠」を創設し、①研究計画と経費の整合性、②若手教員の支援、③過年度の研究費配分、④研究成果・実績、⑤科研費など外部研究費申請状況を考慮した学部個人研究費の配分方式に改定するなど、実質的で効果的な研究支援活動を行っている。

教員の個人研究活動のほかに、①地域的に固有な問題意識に立った研究、すなわち地域社会が抱える課題についての研究活動、②熊本県弁護士会を中心とした地元法曹界と法学部及び法科大学院教員で組織する「熊本法律研究会」を開催し、判例研究や先端的な法律問題に関する共同の研究活動、③研究部教員等をメンバーとして各教員の専門分野について研究報告を行う、専門分野横断型の研究活動、などを行ってきた。特に平成 28 年熊本地震を受け、①と③を総合的に位置づけ、新設の研究部（法学系）研究活動企画委員会のもとで「熊本地震と法・政策」研究会を立ち上げ、自治体関係者やマスコミ関係者などからの参加も得て精力的な研究活動を展開した。

さらに、教員の研究活動を活性化するため、毎年度始めに当該年度の研究計画及び前年度の研究実績を記載した研究計画書を提出し、全体としてまとめたものを各教員に配布し、研究シーズの共有を推進している。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

法学部、大学院法曹養成研究科及び大学院社会文化科学研究科など各教育部所属の教員を会員とする研究支援組織「熊本大学法学会」を設置し研究活動を支援するとともに、「特別研究費枠」を組み込んだ個人研究費の配分などによる研究活動の支援、地域の専門家との研究会や法学会会員による研究会の開催など、研究活動は関係者の期待に応じていると判断する。

## 分析項目Ⅱ研究成果の状況

観点 研究の成果（大学の共同利用・共同研究拠点に認定された付置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。

### 《文学系》

(観点に係る状況)

過去2年間における当研究部(文学系)教員による業績総数は論文102本、著書42冊などのほか、総計278件にのぼり、活発な状況にある。そのなかから、大学における全学基準の中の<<「人と社会(社文系)の科学」に関する研究業績の判断基準>>により特に質の高い業績と判断されるものをSS及びS業績として選定した。その結果、SSと判断される業績は3件(学術面1、学術面と社会・経済・文化面2)、Sと判断される業績は14件(学術面7件、社会・経済・文化面4件、学術面と社会・経済・文化面3件)の計17件(年度平均約8.5件)が選定された。これを(別表)「研究業績説明書」(業績番号1~17)に掲載している。

またこれらの業績の中の研究発表1件(業績番号2)は、島根県を代表とする5県主催による「第5回古代歴史文化賞」の「大賞」を、翻訳では1件(業績番号5)が第53回「日本翻訳出版文化賞」を、また「研究業績説明書」には掲載されていない研究業績においても、2件が今回の評価期間において学会賞が授与されるなど、外部からの評価の高さを証明している。

(水準)

期待される水準を大きく上回る。

(判断理由)

研究部教員によるSS、S基準業績の良好な件数、4件に及ぶ学会賞等受賞の業績等、研究成果が活発に発信されているという理由から優れており、想定する関係者の期待を大きく上回ると判断する。

### 《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部(法学系)における研究成果の状況は、専任教員が平成28年度と平成29年度の2年間で発表した著書・論文数90点、その他学術的著述及び学会報告等107点であった。この内、新たな単著書が3編、単編著が1編あった。また、この間に発行された「熊本法学」は第137号から第142号、「熊本ロージャーナル」は12号から14号であり、法学会叢書として出版した著書は2冊であった。

本研究部(法学系)の研究成果の評価は、全学基準として策定した『「人と社会(社文系)の科学」に関する研究業績の判断基準』に沿って行った。人文社会科学系の研究成果に係る評価の特色として、研究業績が最も集約されたものとしての著書に重きが置かれることに配慮しつつ、判断基準に示されたタイプ及び同基準の付表に掲げられている項目などを客観的指標として重視した。

これらの判断基準に基づいて本学部の研究成果である著書・論文 90 点の中から学部を代表する研究業績として選定したものは、1)「学術的意義」の分野では、SSが1点、Sが6点、2)「社会、経済、文化的意義」の分野では、SSとSが各1点である。

なお、今期の研究成果の特徴として、熊本地震に関する研究部（法学系）としての研究会活動の展開などもあり、多角的な災害関連の考察が生み出された。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

著書・論文、その他の学術的著述等の研究成果の公表は毎年安定した数値を示しており、学術雑誌『熊本法学』『熊本ロージャーナル』の定期的な刊行、法学会叢書の発行、単著の学術書の発行など、「学術的意義」「社会、経済、文化的意義」の両面において関係者の期待に応える水準にあると判断する。

#### 4. 質の向上度の分析及び判定

##### 《文学系》

##### (1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

高い質を維持している。理由は以下のとおり。

1. 研究部における研究活動は極めて活発である。教員全体による研究業績は278件で、第2期末の246件から増加している。
2. 研究発表・シンポジウムは156件で第2期末の総数137件を超えている。
3. 研究資金の受け入れ・獲得状況について言えば、外部資金や学内資金の獲得状況も非常に良好で、両者を合わせると、約2億2200万円（年平均約1億1,100万円）の研究助成金を獲得していることになる。第2期年平均8,500万と比べて大きく増加している。このような学外・学内からの研究資金の良好な受入が研究部の活性化をもたらしている。

##### (2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

大きく改善、向上している、または高い質を維持している。理由は以下のとおり。

1. 研究部の研究活動は極めて活発である。教員による全体としての研究活動（論文、著書、教科書・啓蒙書、翻訳、新聞・雑誌への投稿など）は、総計278件で、第2期末の246件から増加している。
2. 研究（論文・著書・翻訳・教科書・啓蒙書）の総数168のうちSSとSの水準にあるすぐれた業績は17本（年平均8.5本）にのぼる。これは教員数66名のほぼ25%に相当する。第2期6年間のSSとSの総数は41本であり、年度平均6.8件であったので、すでにこの段階で平均値を超えている。

また「研究業績説明書」から分かるとおり、本研究部は、特にSSと評価した考古学（業績番号2）のほか、倫理学、心理学領域に属する業績（業績番号1、6）は、インパクトファクターが広く導入されていない人文科学分野の中で、極めて高い研究レベルを示している。さらにまた歴史学、社会学、文化人類学などの分野で、論文・著書においてS評価の質の高い研究成果を発表し、学術の発展に貢献している点が学会および社会から高い評価を受けている。

《法学系》

(1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

個人研究費の配分における「特別研究経費」枠の設定などメリハリの効いた研究活動の支援や地域の専門家との研究会や法学会会員による研究会の開催などの研究活動ほか、研究部（法学系）教員のうち希望者を会員とする研究支援組織「熊本大学法学会」の研究活動の一環として発刊している学術雑誌『熊本法学』ならびに法曹養成研究科紀要『熊本ロージャーナル』、社会文化科学研究科紀要『熊本大学社会文化研究』への掲載について、各雑誌に掲載する論文等の質を向上させるため、従来 of 査読制を維持するとともに、投稿規定の改定を行いつつ質の向上を目指している。研究活動企画委員会を新設し、熊本地震に係る法的・政策的課題についての研究活動を展開した。

このように研究支援体制、研究会活動、研究成果の公表、研究実施体制など、研究活動の高い質を維持している。

(2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

著書・論文、その他の学術的著述等の研究成果の公表総数は、第1期・第2期中期計画期間と同程度で推移し、毎年安定した数値を示しているとともに、学術雑誌『熊本法学』『熊本ロージャーナル』『熊本大学社会文化研究』の定期的な刊行や法学会叢書の発行も継続的に行われている。今回選定した研究部（法学系）を代表する研究業績9編のうち3編が単著の学術書、1編が単編著書であり、第1期に比べて単著の学術書の数が飛躍的に増加した第2期の高いペース（6年間で11編）を維持している。今回選定した学部を代表するその他の研究業績も、体系性を持った日々の研究の積み重ねの成果として評価できる。

以上により、研究成果の状況は、第2期に引き続き高い質を維持していると判断できる。

#### IV 社会貢献の領域に関する自己評価書

## 1. 社会貢献の目的と特徴

### 《文学系》

大学院人文社会科学研究所では、人文社会科学系という領域を活かした、学術・文化・歴史等、広範囲にわたる領域における地域社会連携・貢献を目的として、高度な学術研究活動を通して、その知的資源を地域社会に還元することに努める。

教員個人が取り組むべき具体的な地域社会貢献活動の指標として『文学部規則集』(40頁)に掲げられている以下の3項目は、研究組織へと改組された大学院人文社会科学研究所の地域社会貢献活動の指標として位置づけられる：

1. 研究及び専門的学識の社会への還元
2. 公開講座、フォーラム等の実施
3. 市民と一緒に研究会等の活動状況

このような人文社会科学研究所の地域社会貢献活動の特徴は何より多様で幅広い領域にわたる、研究部を構成する教員の専門領域の多様性にあり、そのような多様性が可能にする、様々な面における地域・社会との連携、それへの貢献を大きな特徴とする。

#### [想定する関係者とその期待]

想定する関係者としては、地域社会の自治体及び種々の公的・私的団体・機関であり、人文社会系研究所としての広範にわたる専門性を通しての、地域社会の文化・産業振興、歴史資料調査・保存、自治管理のサポート、全般的な啓蒙などの貢献が期待されている。

### 《法学系》

「熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針」(平成25年1月17日学長裁定)の中で、熊本大学は、地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業創成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たす、また地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言、本学の教育研究成果の還元を行うことにより、地域活性化を推進する、と述べている。

この全学の社会貢献・目的に沿って、法曹養成研究科においては、理論と実務を融合した臨床法学教育の実践と教育方法を開発するために設置した「附属臨床法学教育研究センター(ローセンター)」において、プロボノ活動として学内での無料法律相談事業、また臨床教育の一環として県内での司法過疎地域を含む広域的な無料法律相談事業を毎年数回にわたって継続的に実施することにより、地域社会における法的ニーズに応える顕著な寄与・貢献をしている。

また、本研究部(法学系)教員は、法理論と実務を架橋する教育を強く意識したプロセスとしての法曹養成教育を行うとともに、その充実のために、法律学の理論的・臨床的な研究を行っており、本研究部の教育・研究を通じて得た成果を社会に還元し、社会に寄与することを目標としている。本研究部(法学系)教員はこの専門知識を有する学識経験を生かし、県内外の行政機関・弁護士会等において委嘱された各種の審議会・審査会・委員会等における活動を通じ、地域社会の活性化に貢献している。

#### [想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、本研究部(法学系)では、関係のある地域社会及地域住民等といった関係者を想定し、地域住民の社会生活における基礎的かつ普遍的ニーズに即した法的サービスを提供し、地域社会及び地域住民の法的紛争に対する積極的な解決への関わり・寄与といった期待を受けている。

## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

### 《文学系》

#### 【優れた点】

人文社会科学研究所（文学系6分野）の教員は、公開講座・フォーラム・セミナー・ワークショップの主催・共催、地域機関・団体主催の集会・セミナー・イベント等でのシンポジウム主催や講演・講話・講師、地域機関・団体依頼に対する調査書・データ・監修書の作成・提供、地域での各種イベント・展覧会等の実施、地域での各種イベント参加、また、各種学会・機関・団体等の委員・委員長・役員・理事等の任務等々、人文社会系研究所教員として果たし得る、広範囲にわたる地域・社会貢献活動を活発に行っている。そして、参加者の意見やコメントがそれらに対する満足度の高さを示しており、成果の大きさの証左となっている。

#### 【改善を要する点】

人文社会科学研究所（文学系）として、広範にわたる地域・社会貢献活動が極めて活発に行われており、特に改善を必要とする点は認められない。

### 《法学系》

#### 【優れた点】

本研究科のパンフレット『熊本大学法科大学院 2015』や『学生便覧 2015』、『熊本大学概要 2016』で示されている本研究科の理念・目標、アドミッションポリシーや養成する法曹像に基づいて、本研究科が社会貢献活動を行っている。特に、学外の無料法律相談は、毎年数回にわたり熊本県の僻地を含む広域を巡回し、地域住民の法的なニーズに対し手厚い手当てをしている。また、本研究科の教員は、各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を多数委嘱され、講演やシンポジウムのパネリスト依頼等も多く、行政機関・弁護士会・社会福祉法人等の高い期待に応えている点が優れている。

#### 【改善を要する点】

本研究部は、実際に行っている地域のニーズが高いと思われる社会貢献について、より広範な情報が必要であろう。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 1-1 社会貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

### 《文学系》

（観点到係る状況）

平成 29 年度設置の人文社会科学研究所についての情報は『文学部通信』にて公表・周知されている。設置されたばかりのため、その地域・社会貢献活動の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的な方針の作成及びその公表は今後の作業によって行われる予定である。具体的には、H16 年度より開催されている「21 世紀文学部フォーラム」の継続と、平成 30 年度にオープンした文学部附属「漱石・八雲教育研究センター」によるシンポジウム・講演会等が活動の中心となる。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

平成 29 年度の人文社会科学研究所についての情報が適切に公表・周知されている。設置されたばかりのため、その地域・社会貢献活動の具体的な方針の作成やその公表は今後の作業によって行われる予定であり、適切に計画されている。

以上の観点から、期待される水準にあると判断する。

#### 《法学系》

『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』、『第 3 期中期目標』等による全学の目的に従って、本研究科も社会貢献活動を行っている。このうち、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』において掲げられている「地域社会の課題解決への貢献」として、「自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言等を行い、地域・社会の活性化の推進」に努めている。なお、上述の諸活動（いわゆる兼業業務）に際しては、所定の規則に則り、適正に運用しており、ウェブサイト「教員紹介」で公開している。（中期計画番号 32）

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

資料によると、複数年にわたって継続して多くの教員が大学の兼業規則に則り、行政機関・弁護士会等の各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を行っている。諸活動の実施に際しては、広く公表されている大学の方針等に基づき、かつ、本研究部で定める規則により、適正な活動を行っている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 1-2 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
-------------------------------

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

人文社会科学研究所（文学系 6 分野：哲学、歴史学、文学、言語・情報学、心理学、社会・人類学）の教員（計 66 名）は、公開講座・フォーラム・セミナー・ワークショップの主催・共催、地域機関・団体主催の集会・セミナー・イベント等でのシンポジウム主催や講演・講話・講師、地域機関・団体依頼に対する調査書・データ・監修書の作成・提供、地域での各種イベント・展覧会等の実施、地域での各種イベント参加、また、各種学会・機関・団体等の委員・委員長・役員・理事等の任務等々、人文社会系研究所教員として果たし得る、非常に広範囲にわたる地域・社会貢献活動を活発に行っている。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

人文社会科学研究所（文学系 6 分野）の教員は、人文社会系専門分野教員として果たし得る、非常に広範囲にわたる地域・社会貢献活動を活発に行っている（平成 28 年度計 125 件、平成 29 年度計 133 件）。

以上の観点から、期待される水準を上回ると判断する。

## 《法学系》

（観点に係る状況）

担当教員は、他大学等での非常勤講師や、行政機関・弁護士会等における各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員として、計画案に従って適切に活動している。具体的には、専門知識を有する学識経験者が参画する第三者的立場から、各種調査研究、政策立案、計画・方針等の策定、指導・助言及び各種審査等の幅広い活動を行うことにより、自治体等活動の活性化・推進等に寄与している。また、弁護士会に置かれる各種委員会委員として、弁護士としての品位保持・弁護士事務の改善進歩等に貢献するとともに、弁護士会主催の市民向け講座の講師等を努めることにより、広く社会貢献活動に努めている。

さらに、大学の知を広く社会へ還元するため、企業、自治体、一般市民向けの研修会、講演会等への依頼等にも積極的に対応している。（中期計画番号 32）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）非常勤講師、各種委員会委員、研修会・講演会等の講師の活動のほかに、シンポジウム等の開催を計画的に行っている。

観点 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して活動の成果が上がっているか。

（観点に係る状況）非常勤講師、審議会・委員会等の委員、研修会・講演会等の講師等の活動の実績に係る資料によれば、いずれにおいても再任・継続されることが多く、実績や満足度等の面で活動の成果が上がっている。また、講演会・シンポジウム等の開催においても平成 24 年度までに比べて開催件数が増加しており、特に平成 29 年 1 月 21 日のシンポジウム「熊本地震が提起する法・政策的課題」は、同年 6 月に『法学セミナー』誌に特集記事として採録されて全国的に注目を集めるなど、活動の成果が上がっている。（中期計画番号 31）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）

本研究部（法学系）教員は、大学の兼業規則に則り、上述のとおり複数年にわたり継続して行政機関・弁護士会等の各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員を務めている。活動の範囲は自治体等の政策立案等から、企業・一般市民向けの知の還元まで幅広く、社会貢献が充分に行われている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 1－3 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して活動の成果が上がっているか。

## 《文学系》

（観点に係る状況）

人文社会科学研究所（文学系 6 分野）教員によって行われている、公開講座・フォーラム・セミナー・ワークショップ、地域機関・団体主催の集会・セミナー・イベント等でのシンポジウム・講演・講話、地域での各種イベント・展覧会等における質疑応答や、イベント後の参加者の満足度を示す多くの意見やコメントが、その種々の活動の成果の大きさの証左となっている。

（水準）

期待される水準にある。

(判断理由)

人文社会科学研究所(文学系6分野)教員によって行われている様々な地域・社会貢献活動における質疑応答や、イベント後の参加者の満足度を示す多くのコメントや意見がその活動の成果の大きさの証左となっている。

以上の観点から、期待される水準にあると判断される。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

資料より、行政機関・弁護士会等において委嘱される各種の審議会委員・審査会委員・委員会委員の件数が毎年増加している。このような本研究部(法学系)教員の活動により、自治体等においては、その発展・推進に、ひいてはわが国の発展に寄与している。弁護士会においては、各種委員会委員の立場から、弁護士の品位の保持・弁護士事務の改善進歩等に貢献している。これらの活動は必要不可欠であり、委嘱先の行政機関・弁護士会等から高く評価されている。このことは複数年にわたり継続的に委嘱を受けていることから明らかである。(中期計画番号32)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

上述のとおり、本研究部(法学系)教員は自治体・弁護士会等から複数年にわたり継続的に委嘱を受けている。このことは、本研究科教員の社会貢献活動が有意義なものであり、その成果が十分に上がっていることを示している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

### 観点1-4 改善のための取組が行われているか。

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

人文社会科学研究所の地域・社会貢献活動は非常に活発に行われており、また、H29年度に設置されたばかりということもあり、その地域貢献活動をさらに展開させるべくその体制の維持・発展に努める計画である。具体的な計画としては、公開講座、「21世紀文学部フォーラム」を充実発展させ、文学系の最新研究を地域社会に積極的に紹介する。文学部附属「漱石・八雲教育研究センター」によるシンポジウムなど行政機関や地域の市民団体と共催するなど連携をより密なる形で実施・運営する。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

人文社会科学研究所(文学系)の地域・社会貢献活動は活発に行われており、また新設の組織としてその地域貢献活動をさらに展開させるべくその体制の維持・発展に努める計画であり、現在のところ特に改善の取り組みの必要は認められない。

以上の観点から、期待される水準にあると判断する。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

行政機関・弁護士会等における審議会・審査会・委員会等への参画については、専門知

識を有する学識経験者としての専門知識・経験及び関連する専門領域における最新の情報・知識等が求められる。このために、各教員の専門分野に応じた学会・研究会への積極的参加等により、常に自己研鑽に努めている。(中期計画番号 32) また、本研究部の兼業手続きの簡素化により、行政機関・弁護士会等への教員派遣が容易になった。

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

上述のとおり、本研究部(法学系)教員は専門領域における最新の情報・知識等を習得するため、学会・研究会への積極的参加等により、常に自己研鑽に努めている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

#### 4. 質の向上度の分析及び判定

##### 《文学系》

(1) 分析項目 I 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

高い質を維持している。理由は以下の通り。

人文社会科学部(文学系6分野)の教員は、公開講座・フォーラム・セミナー・ワークショップの主催・共催、地域機関・団体主催の集会・セミナー・イベント等でのシンポジウム主催や講演・講話・講師、地域機関・団体依頼に対する調査書・データ・監修書の作成・提供、地域での各種イベント・展覧会等の実施、地域での各種イベント参加、また、各種学会・機関・団体等の委員・委員長・役員・理事等の任務等々、人文社会系研究部教員として果たし得る、非常に広範囲にわたる地域・社会貢献活動を活発に行っている。そして、それら様々な活動における質疑応答や、イベント後の参加者の満足度を示す多くのコメントや意見等が、活動の成果の大きさの証左となっている。

##### 《法学系》

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

本研究部(法学系)は、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に示された全学の目的にしたがって、同基本方針において掲げられている「教育面における社会サービスの充実」、「地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画」、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」、「本学の教育研究成果の還元」などの活動を行っている。具体的には、教員が授業開放科目の担当や非常勤講師を引き受けることにより「教育面における社会サービスの充実」や「地域に開かれた大学としての役割」を果たすと同時に「本学の教育研究成果の還元」を行っており、また、自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師などを努めることにより、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」や「本学の教育研究成果の還元」を行っており、その活動は適切に行っている。これらの活動が当該期間中を通じて大きな変動もなく継続していること及び再任の数も相当数あることから、本研究部(法学系)の社会貢献活動は、質を維持している。

V 国際化の領域に関する自己評価書

## 1. 国際化の目的と特徴

### 《文学系》

本研究部は、「熊本大学の国際化戦略・基本ポリシー」、すなわち、地方に立地する国際的に開かれた国立総合大学としての使命を果たすため、我が国において国際化の最先端を行く大学として、広く世界に認められるような国際的存在感のある「グローバルなアカデミックハブ（拠点大学）」を目指すという基本ポリシーに則り、グローバル化する知識社会の中で各分野を牽引できる研究を行うとともに、「熊本から海外へ、海外から熊本へ」と、常に国境を越えて活躍することによって、アカデミアに新たな発想と刺激をもたらし、活力のみなざる研究部を目指し、さらに諸外国からの日本への理解の深化に努め、我が国の優れた学術・文化を的確に発信するよう努める。特に、人文社会科学研究所（文学系）においては、活力ある地域社会の発展に寄与するとともに、国際的な文化・学術の発信力を高める人文社会科学の研究拠点の創成を目指し、国際レベルの研究を推進する。特に人文系における心理学、歴史学、社会学などの分野で、海外の大学との連携を強化することで文化の発信力を高め、従来受容型から発信型へと文化研究を転換させる。人文社会系のこれら柱となる分野を強化することで、人文系諸分野がもつ国際レベルの研究を一層高め、研究の強化だけでなく、地域に貢献し、グローバルに活躍する人材育成を推進する。

#### [想定する関係者とその期待]

本研究部が国際化について想定する関係者は、国際社会における諸教育・研究機関、公的機関や民間企業、その他の諸団体並びに本研究部と関係する国際社会の人々である。

本研究部教職員がそれら教育・研究諸機関等と国際的な情報交換及び学術・研究交流に取り組むことで、「グローバルなアカデミックハブ（拠点大学）」としての国際社会に貢献することが期待される。

### 《法学系》

本研究部（法学系）は、「熊本大学の国際化戦略・基本ポリシー」、すなわち、地方に立地する国際的に開かれた国立総合大学としての使命を果たすため、我が国において国際化の最先端を行く大学として、広く世界に認められるような国際的存在感のある「グローバルなアカデミックハブ（拠点大学）」を目指すという基本ポリシーに則り、グローバル化する知識社会の中で各分野を牽引できる研究を行うとともに、「熊本から海外へ、海外から熊本へ」と、常に国境を越えて活躍することによって、アカデミアに新たな発想と刺激をもたらし、活力のみなざる研究部を目指し、さらに諸外国からの日本への理解の深化に努め、我が国の優れた学術・文化を的確に発信するよう努める。具体的な取組としては、教員による国際的な研究活動及び交流の推進、交流協定校との学術交流等に努めている。

#### [想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして本研究部（法学系）は、国際社会における諸教育・研究機関、公的機関や民間企業、その他の諸団体並びに本研究部と関係する国際社会の人々を想定する関係者とし、本研究部の教育・研究に係る諸資源が関係者に貢献するという期待を受けている。

想定される関係者は、本研究部（法学系）の教職員である。前記の目的のために、海外の教育・研究諸機関との情報交換、学術的な交流の取り組みにより成果を上げることが期待される。

## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

### 《文学系》

#### 【優れた点】

1. 外国人教員数が全教員 66 名のうち、11%にあたる 7 名を確保している。
2. 海外主要大学との学術交流協定締結数を増やし、国際的な学術交流を組織的に押し進めている。
3. 研究部（文学系）独自で「研究専念期間」制度を設け、研究の国際化を促進している。
4. 研究の国際化のため、国際学会・シンポジウム等への参加及び発表、海外調査、共同研究、海外からの研究者招聘を積極的に行っている。
5. 研究部（文学系）独自で国際学会発表助成制度を設け、国際学会発表数を組織的に増やしている。
6. 研究部（文学系）独自で学術研究推進経費を予算化し、研究の国際化を積極的にしている。
7. 日本学術振興会の国際共同研究加速基金及び海外特別研究員等への応募を奨励し、国際共同研究に取り組んでいる。

#### 【改善を要する点】

研究部（文学系）の国際化は順調に進んでいるが、教員数及び予算の削減は続いており、これまで以上に組織資源の選択・集中に取り組む必要がある。

### 《法学系》

#### 【優れた点】

サバティカル制度に関する規則を制定して、教員の海外研修の機会を確保する努力を行うとともに、海外の主要大学と学術交流協定を締結し、関係教育部局と共同で国際的なシンポジウムや講演会等を開催している。

#### 【改善を要する点】

国際化の一層の展開を進めるために、教員の増員と予算の増加が改善を要する。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ成果を上げていること。

観点 国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。

### 《文学系》

（観点に係る状況）

1. 外国人教員数についても学部内に組織戦略委員会を設け、第 3 期及び第 4 期中期目標・中期計画期間中の人員計画を立案し、人材の確保を組織的・計画的に行っている。
2. 他部局と積極的に連携することで、学術交流協定締結数を増やすとともに、研究者それぞれの国際学術交流の機会と密度を高めている。
3. 分野及び学科単位での「研究専念期間」制度利用計画をもとに、年度ごとに利用申請を募り、学部運営会議及び教授会で承認する形を整えている。
- 4 及び 5. 研究部（文学系）独自で国際学会発表助成制度を設け、国際学会発表数を組織的に増やしている。
6. 研究部（文学系）独自で学術研究推進経費を予算化し、研究の国際化を積極的にしている。
7. 日本学術振興会の国際共同研究加速基金及び海外特別研究員等への応募を奨励し、国

際共同研究に取り組んでいる。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

上記観点の状況は資料に示したとおりであり、国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められるとともに、目的と計画が広く公表されており、期待される水準にあると判断する。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

「サバティカル研修に関する規則」を整備し、教員の在外研究期間を確保している。(中期計画番号 38)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

上記観点の状況は資料に示したとおりであり、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
---------------------------

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

1. 外国人教員数が全教員 66 名のうち、11%にあたる 7 名を維持している。
2. 海外主要大学との学術交流協定締結数を増やし、国際的な学術交流を組織的に推し進めている。
3. 研究部(文学系)独自で「研究専念期間」制度を設け、研究の国際化を促進している。
4. 研究の国際化のため、国際学会・シンポジウム等への参加及び発表、海外調査、共同研究、海外からの研究者招聘を積極的に行っている。
5. 研究部(文学系)独自で国際学会発表助成制度を設け、国際学会発表数を組織的に増やしている。
6. 研究部(文学系)独自で学術研究推進経費を予算化し、研究の国際化を積極的にしえしている。
7. 学部運営会議で各学科の希望者情報を定期的に収集し、日本学術振興会の国際共同研究加速基金及び海外特別研究員等への応募を奨励し、国際共同研究に取り組んでいる。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

資料のとおり、国際的な研究活動及び交流が積極的に行われており、十分に期待される水準にあると判断する。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

グローバル化する知識社会を牽引するために、教員による国際的な研究活動及び交流を積極的に推進している。さらに本学の大学間又は部局間交流協定校との学術交流を実施し、関係大学の研究者を招聘して講演会、シンポジウム等を開催している。(中期計画番号 38)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

教員による国際的な研究活動及び交流が積極的に行われており、関係教育部局と共同で交流協定校との学術交流が積極的に行われている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 活動の実績及び学生・研究者の満足度から判断して活動の成果があがっているか。

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

1. 外国人教員数は11%を維持している。
2. 海外主要大学との学術交流協定締結数は増加している。
3. 研究専念期間制度は計画的に運用され、利用者数も増加している。
4. 国際学会・シンポジウム等への参加及び発表、海外調査、共同研究、海外からの研究者招聘は増加傾向にある。
5. 国際学会発表助成制度は計画的に運用されている。
6. 学術研究推進経費は計画的に運用されている。
7. 国際共同研究加速基金及び海外特別研究員制度の利用が進んでいる。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

全てにわたって高い実績を維持しており、期待される水準を十分に満たしていると判断する。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

協定校との交流が継続的に行われており、また本研究科教員がサバティカル制度を利用し長期の海外研修に従事することができている。さらに、海外の大学で共同研究や特別講演を行う等の成果を上げており、教員のみならず学生の参加者も多い。(中期計画番号 38)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

協定校との交流が継続的に行われており、また本研究科教員がサバティカル制度を利用し長期の海外研修に従事することができている。さらに、海外の大学で共同研究や特別講演を行う等の成果を上げており、教員のみならず学生の参加者も多いことから、期待される水準にあると判断する。

観点 改善のための取り組みが行われているか。

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

現在、高い水準の活動が行われており、現在の水準を維持する取り組みを継続する。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

実績からわかるとおり、期待される水準にあると判断する。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

教員が長期の海外研修の機会を得るためのサバティカル制度は、法科大学院の設置後、法学部、法曹養成研究科ともに教員の不足のため、長らく実施できていなかった。そのため、平成 29 年度にサバティカル規則を制定して改善を図った。その結果、教員 1 名が平成 30 年度にサバティカル制度を活用した海外研修を行う予定である。また、予算不足を補うために外部資金の利用を奨励しているが、その結果、平成 29 年度科研費国際共同研究加速基金を利用した海外研修が実施された。(中期計画番号 38)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

サバティカル規則の新設や科研費の利用により、久しく行われていなかった長期の海外研修が行われるようになったことから、期待される水準にあると判断する。質の向上度の分析及び判定

#### 《文学系》

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由)

外国人教員数は高い水準を維持するとともに、海外主要大学との学術交流協定締結数は増加している。また、研究部(文学系)独自の研究専念期間制度や学術研究推進経費、国際学会発表助成制度、また国際共同研究加速基金及び海外特別研究員制度の積極的利用により、国際学会・シンポジウム等への参加及び発表、海外調査、共同研究、海外からの研究者招聘は増加傾向にある。

このように、今回の平成 28 年度・同 29 年度の評価期間については、前回の評価期間(平成 22 年度～25 年度)に比べて、本研究部の国際的活動は拡大しており、国際化の面で改善・向上したと評価できる。

#### 《法学系》

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由)

教員が長期の海外研修の機会を得るためのサバティカル制度は、法科大学院の設置後、法学部、法曹養成研究科ともに教員の不足のため、長らく実施できていなかったが、平成 29 年度にサバティカル規則を制定して改善を図り、また、予算不足を補うために外部資金の利用を奨励した結果、平成 29 年度科研費国際共同研究加速基金を利用した海外研修が実施された。

また、本学の大学間又は部局間交流協定校を中心に学術交流を実施し、関係大学の研究者を招聘して講演会、シンポジウム等を開催するなど、協定校との交流を中心に国際的な学術交流が継続的に行われており、協定校数、交流事業ともに増加している。

このように、今回の平成 28 年度・同 29 年度の評価期間については、前回の評価期間（平成 22 年度～25 年度）に比べて、本研究部の国際的活動は拡大しており、国際化の面で改善・向上したと評価できる。

VI 管理運営に関する自己評価書

## 1. 管理運営の目的と特徴

### 《文学系》

熊本大学は研究拠点大学を目指し、従来の部局組織の枠にとらわれない柔軟な組織体制の必要制から全学的に教員組織を教育プログラムから分離することとし、平成 21 年 1 月大学院生命科学研究部設置、平成 28 年 4 月大学院先端科学研究部設置に続いて、人文社会科学系教員の所属研究組織として平成 29 年 4 月大学院人文社会科学研究所が設置された。

本研究部は文学系と法学系の教員で構成され、文学系の教員で構成される大学院人文社会科学研究所（文学系）は、文学部及び大学院社会文化科学研究科から新たに設置した大学院人文社会科学研究所に異動（所属）させることにより、教育プログラムの機動的かつ柔軟な見直し、これまでの学問分野にとらわれることなく時代の要請に応えた研究課題への取組や学際・融合研究の進展についての検討の進展が期待されている。

本研究部の管理運営体制として、規則・予算・将来構想・研究推進等の審議を行うために、教授会を設置するとともに、その下に運営会議、文学系研究部会議（及び法学系研究部会議）を置き、機動的な管理運営のために研究部長、研究部長補佐及び副研究部長も任命されている。

[想定する関係者とその期待]

- ・ 大学院人文社会科学研究所（文学系）の教員、関連する教育組織である文学部、大学院社会文化科学研究科の卒業生及び就職先、共同研究、地域社会の関係者を想定し、充実した研究環境、地域貢献が期待されている。

### 《法学系》

- ・ 平成 29 年度に設置された大学院人文社会科学研究所（法学系）は、関係各教育部局（法学部、大学院社会文化科学研究科、同法曹養成研究科）に分属していた法学系教員を同一の部局に配属することにより、研究大学として熊本大学全体の研究機能の強化に貢献するとともに、関係各教育部局の教育責任および社会貢献・国際化等にかかる責任を各教員が等しく負担することにより、それらの機能の高度化と効率化を目的としている。このような目的を達成するために必要な管理運営体制が敷かれるべきであるが、本自己評価の対象となる平成 28 年度、29 年度は関係各教育部局から研究部に所定の権限を移管する過渡期にあたる。そのため、設置当初関係教育部局から移管されたのは人事に関する事項が中心で、予算に関しては平成 30 年度までは関係教育部局において処理されることとなっている。
- ・ 本研究部（法学系）の管理運営体制としては、法学系（法学分野、公共政策学分野、紛争解決学分野）の全教員からなる研究部会議（法学系）を置き、研究部の研究、社会貢献、国際化に関する事項を審議している。また、また人事については、全教員から選挙によって選ばれた教員による人事委員会が、組織評価については研究部（法学系）評価委員会が審議を行っている。
- ・ 事務組織として、教育研究推進部人文社会科学系事務課を置き、総務担当及び教務担当によりサポートを行っている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、本研究部（法学系）では、関係者として、研究部（法学系）所属教員、国、地方自治体等の官庁、企業、NPO 法人等の社会貢献先を想定する。

これらの関係者のうち、所属教員に関しては、人事情報の開示を含む適切な人事管理が、社会貢献先からは本研究部（法学系）の各種情報を提供し、本研究部の活動に係る貢献活動の適切な管理と運営を行うこと等の期待を受けている。

本研究部(法学系)に係る活動については関係教育部局のウェブサイトにて公表しており、資料を掲載し、随時更新している。

## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

### 《文学系》

#### 【優れた点】

全学的に教員組織を教育プログラムから分離する方針に基づき設置された大学院人文社会科学研究所では、新たな教授会の設置及び研究部長の選任が行われ、教授会の下には、運営会議、さらに文学系、法学系それぞれの専門分野に関する事項を審議する文学系研究部会議及び法学系研究部会議を置き、研究部長を補佐する研究部長補佐及び副研究部長も選任し、機動的かつ適切な管理運営を行っている。

#### 【改善を要する点】

老朽化した施設設備の改善が必要である。

### 《法学系》

#### 【優れた点】

研究部発足当初から人事委員会を設置して適切な人事管理を行っている。  
関係教育部局と連携して、適切に社会貢献活動、国際化に関する活動を管理・運営している。

#### 【改善を要する点】

文学系との話し合いにより、研究部設置に伴う研究部全体の管理運営のあり方を速やかに決定する必要がある。  
大学全体の予算規模縮小の状況で、充実した研究・教育環境の整備や保守、更新を行うことが今後の課題である。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること

<p>観点 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。</p>
---

### 《文学系》

#### (観点に係る状況)

本研究部に教授会を設置するとともに、その下に運営会議を設置し、規則・予算・将来構想・研究推進等の重要事項を審議している。さらに大学院人文社会科学研究所の文学系専任教員で構成される文学系研究部会議では、文学系の予算、国際交流、社会貢献、研究に関する事項を審議している。

事務組織として「人文社会科学系事務課」を置き、課長、副課長、総務担当及び教務担当を配置しており、本研究部と事務組織は連携体制を構築し、それぞれ適正な規模と機能を有している。

危機管理に係る体制として、緊急連絡網を整備し、不測の事態に備えるとともに、「地区隊自営消防組織」を編成し、隔年で消防・防災訓練を実施し、多数の学生・教職員が参加している。

研究費の不正防止については、「国立大学法人熊本大学における研究不正の防止等に関する規則」に基づいて管理体制を構築している。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

本研究部は、教授会の下に運営会議、文学系研究部会議を置き、機動的かつ適切な管理運営体制がなされ、事務組織との連携も適切に行われている。

危機管理に係る体制としての組織は適正な規模・機能を有している。

以上の観点から、期待される水準にあると判断する。

## 《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部においては、全専任教員からなる研究部会議（法学系）を置き、研究、社会貢献、国際化に関する重要事項を審議している。研究部会議の下には人事委員会及び評価委員会を置き、研究部執行部、さらには全学委員会との連携を図っている。

また、事務組織として課長、係長（2名）、総務担当（3名）及び教務担当（2名）を配置している。さらに、学部の研究・教育の支援業務を分掌する研究事務室（法学部図書室）に助手（1名）を配置している。

管理運営組織、事務組織はともに適正な規模・機能を有しており、かつ、学部内の関係委員会組織とも有機的連携体制を構築している。

また、危機管理に係る組織的対応として、研究費の不正防止については「国立大学法人熊本大学における研究不正の防止等に関する規則」に基づき、研究部における管理体制を構築している。また、災害への備えとして緊急連絡網の整備・自衛消防組織の編成等により不測の事態に備えるとともに、隔年ごとに消防・防災訓練を実施し多数の学生・教職員（平成29年度は約110名）の参加を得ている。（中期計画番号78）

観点 構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。
--

(観点に係る状況)

教員全員で構成され定期的開催している文学系研究部会議及び各種委員会等の会議で活発に意見交換を行い、改善が必要な事項については適切に対応している。事務職員についても、文学系研究部会議、各種委員会等開催前に行う事前打ち合わせにおいて意見交換を行い、会議においても担当者が陪席し、意見等の提示や提案を行っている。さらに文学部・法学部・大学院社会文化科学研究科・大学院法曹養成研究科の4部局と共同で熊本県、熊本市、熊本県市長会、熊本県町村会からの学外者を含む委員で構成される人文社会系地

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

構成員、学外関係者等から意見やニーズを聴取する会議を開催し、意見やニーズの把握を行い、出された意見やニーズについて意見交換を行い適切に管理運営に反映させている。

## 《法学系》

(観点に係る状況)

人社系四部局共同で熊本県、熊本市、熊本県市長会、熊本県町村長会との間で地域連携会議を開催している。連携会議で出された要望等に対しては、関係部局で検討の上、改善可能な事項については積極的に対応している。

学内に関しては、関係教育部局と連携して学生、教職員の意見を聴取しており、要望等に対しては、関係部局で検討の上、改善可能な事項については積極的に対応している。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

本研究部は、関係教育部局と連携して構成員及び学外関係者から意見を聴取する場を定期的に設定し、ニーズの把握に努めるとともに、適切に管理運営に反映させている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取り組みが組織的に行われているか。

#### ≪文学系≫

(観点に係る状況)

各種研修会の案内について、受講対象者にメールにより周知及び募集を行い研修会への参加を推進し、全教職員又は管理責任者を対象とする情報セキュリティ研修、研究者向けの研究倫理教育受講等について、該当教職員に受講を呼びかけるとともに積極的に参加し、管理運営に関する資質の向上を組織的に行っている。

また、管理運営のための事務組織を十分に機能させるべく、事務職員は種々の研修に参加している。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

管理運営に関わる教員及び事務職員の研修等を受講する体制がとられ、積極的に受講を行っており、管理運営の向上に取り組んでいる。

#### ≪法学系≫

(観点に係る状況)

本研究部の管理運営組織である研究部会議は、研究部長補佐をはじめとして研究部所属全教員で構成されている。研究部長補佐をはじめ各教員は、全学の主要委員会委員を努めており、全学の政策決定過程を踏まえた多面的な視点から、業務の運営・管理を行っている。全学委員会で得た情報、新規ルール等については、各委員より研究部会議で個別に報告が行われ、周知されている。

さらに、全学の教職員を対象とした情報セキュリティ研修等の各種研修や、事務職員については、各職域に応じた学内外の研修受講を積極的に推進しており、資質の向上と自己研鑽に努めている。(中期計画番号 64)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

研究部会議構成員は、全学の政策決定過程への参画により、組織を運営・管理するための必要な資質向上を図っている。また、事務職員についても様々な研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めている。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目 II 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

観点 活動の総合的な状況について、根拠となる資料・データ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

《文学系》

(観点に係る状況)

熊本大学の研究力向上のため教員組織と教育組織の分離を進め教育研究組織の見直しを行う第3期中期目標・中期計画により、平成29年度に本研究部が設置されたため、組織評価は、まだ実施していないが、本研究部設置前に構成員が所属していた文学部及び大学院社会文化科学研究科では、自己点検及び評価を定期的実施し、熊本大学のホームページ上に公開しており、本研究部においても今後定期的に組織評価を行い、自己評価を熊本大学のホームページ上に公開する予定である。

(水準)

該当なし。

(判断理由)

平成29年度に設置されたため本研究部での自己点検評価等を実施していないため。

《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部(法学系)は、法学系独自の評価委員会を設けて、関係教育部局と協力して研究部所掌の活動等の状況について、自己点検・評価を実施することとしている(参照資料:法学部 E-1-2-1-1~4、社文研 Z-2-1-1~2、法曹養成研究科 E-1-2-1-1)。研究部所掌の事項に関しては関係教育部局と有機的連携を図りつつ、評価の実施及び改善に向けた取組を行っている。

評価結果の公表については、関係教育部局のウェブサイトにて公表している(中期計画番号 70, 72)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

関係教育部局と連携して定期的に自己点検・評価を実施している。評価の実施に際し

ては、評価委員会を中心に関係教育部局との連携の下、課題の抽出から改善に至る一連の実施体制を構築している。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 活動の状況について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による評価が行われているか。

《文学系》

(観点に係る状況)

本研究部は、平成29年度設置のため評価は行われていない。

(水準)

該当なし。

(判断理由)  
該当なし。

《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部に関する評価は、設置後 2 年目であり、今回が初めてのため該当しないが、関係教育部局においては適切に実施されている。

観点 評価結果がフィードバックされ、改善のための取り組みが行われているか。

《文学系》

(観点に係る状況)

- ・ 本研究部は、平成 29 年度設置のため評価は行われていない。

(水準)

該当なし。

(判断理由)

該当なし。

《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部に関する評価は、設置後 2 年目であり、今回が初めてのため該当しないが、関係教育部局においては適切に実施されている。

分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)

観点 目的(学士課程であれば学部、学科または課程ごと、大学院であれば研究科または専攻等ごとを含む。)が適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

《文学系》

(観点に係る状況)

本研究部の設置経緯及び目的についての情報を熊本大学ホームページに掲載するとともに、本研究部の構成教員が担う教育情報については、教育関係部局のホームページに掲載され構成員だけでなく、学外にも公表している。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

熊本大学ホームページに掲載し、構成員だけでなく学外にも広く周知・公表している。

《法学系》

(観点に係る状況)

本研究部の設置経緯及び目的についての情報を熊本大学ホームページに掲載するとともに、本研究部の構成教員が担う教育情報については、教育関係部局のホームページに掲載

され構成員だけでなく、学外にも公表している。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

熊本大学ホームページに掲載し、構成員だけでなく学外にも広く周知・公表している。

観点 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

本研究部は該当しない。

(水準)

該当なし。

(判断理由)

該当なし。

観点 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条に規定される事項を含む。）が公表されているか。

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

本研究部構成員の教育研究活動等について、教育については担当する教育部局のホームページ、研究等についても熊本大学のホームページで積極的に公表している。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

熊本大学のホームページにおいて、教育、研究及び社会貢献等に関する情報を学内外に公表周知している。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

教育研究活動等についての情報の公表は、関係教育部局において当該部局の案内、学生募集要項、学生便覧、ウェブサイト等の各種媒体を通じ積極的に公表している

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

教育研究活動等については、教員の担当する専門分野における教育上又は研究上の業績をはじめ、高度な教育上の指導能力を有することを示す資料を関係教育部局において公表している。

また、専任教員については、その専門知識を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても公表しており、社会に向けた情報発信に取り組んでいる。

以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目 VI 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)

観点 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

本研究部の構成教員には教員研究室が措置され、学生研究室、講義室、演習室、実習室、学部図書室等の学生教育関係施設についても、教育担当部局で適切に整備し、有効に活用している。また、建物の耐震化も行い、建物入口へのスロープ設置や障がい者用トイレも整備しバリアフリー化に対応している。さらに警備員による巡視、定時での建物入り口の施錠・解錠を行い、建物内には防犯カメラも設置して安全・防犯対策を行っている。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

教員研究室や学生研究室等の施設・整備が適切に行われ、建物のバリアフリー化及び警備員による巡視や夜間施錠等も行われ、防犯対策も適切に行われている。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

関係教育部局の資料の通りである。

法学系教員の研究室がある文法棟南棟では施設の老朽化が問題となっている。耐震化については文法棟本館については全学的な施設整備がなされているが、南棟については未着手である。

学生が利用しうる建物入口にはすべてスロープが設置されており、文法棟にはエレベーターが設置されているが、法学系の研究教育施設が集中する箇所からは離れたところに設置されているため、身体障害者等が利用するには不便である。

防犯については、平成 29 年度に文法棟本館数カ所に防犯カメラを設置した(セキュリティ上の理由により設置箇所等詳細は非公開)。(中期計画番号 75)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

老朽化した施設が多く、エレベーターは設置されているものの法学系の研究、教育施設からは離れており不便であるが、施設の多くは有効に利用されている。

以上のことから関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

研究室や講義室等に有線 LAN が整備され、さらに施設内には、無線 LAN アクセスポイントが複数設置され、施設内での学内 LAN へのアクセス環境が整備されている。

また、学生及び教職員の学内利用者にはウィルス対策ソフト F-secure の提供やマニュアル等も熊本大学のホームページで公開され、セキュリティ対策も行っている。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

有線 LAN 及び無線 LAN によるネットワーク環境及びセキュリティ等の ICT 環境が十分整備されている。

## 《法学系》

(観点に係る状況)

無線 LAN 増設を順次行っており、現在、文・法学部棟における無線 LAN のアクセスポイントは 24 カ所あり、研究室はもとよりゼミ室や学生ロビー等、建物内のあらゆる場所で利用が可能となるなど、ICT 環境の整備・充実に努めている。法曹養成研究科においては学生に個別 ID を与えてデータベース等の利用の便を図っている。(中期計画番号 77)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

無線 LAN 増設等の施策を適切に行っている。法曹養成研究科においては学生に個別 ID を与えてデータベース等の利用の便を図るなど、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。
--

## 《文学系》

(観点に係る状況)

平成 23 年度に開設された文学部図書室は、合計 7 万冊に及ぶ図書が専門領域により系統的に配架され、利用されている。さらに熊本大学附属図書館の図書及び専門誌等の利用や、オンラインによる図書検索システムや E ジャーナルも利用されている。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

教育研究上必要な資料が、文学部図書館及び附属図書館に多数収集・配架され、さらに学内 LAN による図書検索や電子ジャーナルも利用可能で有効に活用されている。

## 《法学系》

(観点に係る状況)

文法棟 1 階に法学部図書室が設置されており、専門図書・雑誌が備置されている。より詳しい学習・研究のためには、熊本大学附属図書館の利用が可能である。(中期計画番号 14)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

法学部図書室・附属図書館の蔵書数、規模から見て、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 自主学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

本研究部の構成教員が担当している教育関係の各部局で実施している。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

教育関係の各部局において、学生研究室、自習室、学部図書室、リフレッシュルーム、自主ゼミ室等の十分なスペースが確保され、パソコン及び LAN 環境も整備されており、効果的に利用されている。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

関係各教育部局により措置されている。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

学生が自由に利用できる自習室、リフレッシュルーム、自主ゼミ室等が整備されており、講義外での学習、自主研究に非常に有効であることから、関係者から期待される水準にあると判断する。

### 4. 質の向上度の分析及び判定

#### 《文学系》

(1) 分析項目 I 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由) 平成 29 年度に新たに設置され、新たな教授会の下に運営会議、文学系研究部会議を置き、機動的かつ適切な管理運営体制がなされ、事務組織との連携も適切に行われている。

(2) 分析項目 II 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

平成 29 年度に新たに設置されたため、評価等は、まだ実施していないが、本研究部設置前に構成員が所属していた文学部及び大学院社会文化科学研究科では、自己点検及び評価を定期的実施し、熊本大学のホームページ上に公開しており、本研究部においても今後定期的に組織評価を行い、自己評価を熊本大学のホームページ上に公開する予定である。

- (3) 分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

本研究部の設置経緯及び目的についての情報を熊本大学ホームページに掲載するとともに、本研究部の構成教員が担当している教育についての情報は、教育関係部局のホームページに掲載され構成員だけでなく、学外にも広く公表している。

- (4) 分析項目Ⅳ 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

施設・設備を教育関係部局と連携して、耐震化、バリアフリー化、ICT環境の充実等の整備を行い、教育研究環境の充実及び施設設備を有効活用している。

## 《法学系》

- (1) 分析項目 I 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

平成 29 年度に設置されたため、質の向上度を判断できる時間的経過が十分でないが、前回評価以来、関係各教育部局による十分な取り組みが行われて研究部所掌の事項について質を維持している。

- (2) 分析項目Ⅱ 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

関係各教育部局において全学的に実施される法人評価において自己点検・評価を行っており、継続的に改善するための体制が整備され機能しており、研究部所掌の事項についても、質を維持していると判断する。

- (3) 分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

教育研究情報の公表については、熊本大学ウェブサイトにて全学的に公表されており、これは学校法施行規則第 172 条に規定する各項目をもれなく網羅している。さらに関係各教育部局の状況については、各部局のウェブサイトにおいて適切に公表している。以上のことから、質を維持していると判断する。

- (4) 分析項目Ⅳ 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)

(判定結果) 質を維持している。

(判断理由)

施設・設備の状況については、建物整備（耐震化・バリアフリー化等）、ICT 環境、図書室、自主学習環境ともに整備・充実を図っている。特にバリアフリー化については第 1 期（平成 21 年度）の建物改修により、十分な整備が行われている。また、ICT 環境についても、第 1 期に比して学内無線 LAN の増設等によるネットワーク環境の整備が図られている。以上のことから、質を維持していると判断する。

Ⅶ 男女共同参画の領域に関する自己評価書

## 1. 男女共同参画の目的と特徴

### 《文学系》

「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年制定)は、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と述べている。大学院人文社会科学研究部(文学系)の目指す男女共同参画の目的も、この基本法に述べられている概念に則った組織の形成である。すなわち、人文社会科学研究部(文学系)における教育活動及び研究活動ほか、すべてにおける男女均等化、性差による有利性・不利性のない環境の形成を目的とする。

#### [想定する関係者とその期待]

想定する関係者としては、教職員、地域社会の人々・自治体があり、教職員からは、研究部(文学系)における研究活動ほか、すべてにおける男女均等化、性差による有利性・不利性のない環境の促進が期待され、地域社会の人々・自治体からは、国際化・グローバル化と合わせて、地域における男女共同参画モデルの先端となることが期待されている。

### 《法学系》

本学では、男女共同参画社会の実現のために大学が担うべき役割と責任を果たすべく、「熊本大学男女共同参画推進基本計画」(平成 19 年 3 月 26 日)を策定している(以下、「計画」という)。前記計画は、本学における男女共同参画推進の目標、方針、推進体制等について基本的事項を定めたものであり、大学及び各部局は、これに基づき、全学一体となって具体的な取組みを計画的に推進していくことが期待されている。

本研究部(法学系)は、社会科学を研究する大学院として、全学的にも社会的にも男女共同参画社会の実現に向けてリーダーシップを発揮することが求められている。そこで、本研究部では、前記計画に掲げられた方針に基づき、関係教育部局が各自で定めた方針に基づいて、計画の達成に努めている。(推進計画及び具体的な取組み事項は、関係教育部局(法学部、社文研、法曹養成研究科)の記載部分を参照。)

#### [想定する関係者とその期待]

想定される関係者は本研究部の教職員であり、各教育部局の具体的な取組みの早期達成が期待される。

## 2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

### 《文学系》

#### 【優れた点】

研究部(文学系)の男女共同参画は、以下の点において優れている。

- ・研究部(文学系)所属の女性教員は、日本学術会議での要職任務、地域でのイベント活動など、専門を生かした地域社会貢献を行っている。
- ・研究部(文学系)の女性教員比率の目標値は設定されていないが、15.2%に達しており、15%を目標値としている文学部(教育部)の15.7%とほぼ同比率を示し、今後さらに比率を高める必要はあるものの、現時点では適正な比率を示していると考えられる。

#### 【改善を要する点】

特に改善を要する点は認められない。

## 《法学系》

### 【優れた点】

男女の機会均等の実現

- ・専任教員に占める女性教員の比率が全体の 30%を超えている。
- ・教員採用の場において、男女共同参画の理念が実現されている。

就労・就学と家庭生活との両立支援

- ・職務の分掌、会議の開催日程等において、「ワーク・ライフ・バランス」を保障するよう配慮がなされている。

政策・方針決定への女性の参画の拡大

### 【改善を要する点】

特に改善を要する点は認められない。

## 3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、男女共同参画に向けた活動が適切に行われ、成果を挙げていること。

観点 1-1 目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。
--

## 《文学系》

(観点到に係る状況)

平成 29 年度に設置されたばかりの組織であるため、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針、及びそれを公表する媒体は現在整備中である。

(水準)

特記事項なし。

(判断理由)

特記事項なし。

## 《法学系》

同上

観点 1-2 計画に基づいた活動が適切に実施されているか
------------------------------

(観点到に係る状況)

研究部(文学系)の「計画」そのものが現在整備中につき、女性教員比率の目標値は設定されていないが、それは H30 年度現在 15.2%に達しており、15%を目標値としている文学部(教育部)の 15.7%とほぼ同比率を示しており、今後さらに比率を高める必要はあるものの、現時点では適正な比率を示していると考えられる。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

研究部(文学系)の女性教員比率は平成 30 年度現在 15.2%に達しており、15%を目標値としている文学部(教育部)の 15.7%とほぼ同比率を示し、現時点では適正な比率を

示していると考えられる。

以上の観点から、期待される水準にあると判断する。

## 《法学系》

（観点に係る状況）

男女の機会均等の実現

研究部は発足して間もないため独自の指針等を制定するには至っていないが、熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針など従来から存在する関係各教育部局の取り組みが有効に機能している。

法学部、法曹養成研究科では、すでに部局独自の試みとして公募要領に男女共同参画視点からの記述を設けたが、その後全学レベルでも同様の措置が採用され、今日にいたっている。

下の表の通り、本研究部（法学系）では、専任教員に占める女性教員の比率が全体の30%以上を占めるに至っており、大学全体の目標を達成している。全学との比較、近接部局との比較においても高い数値を示している。（中期計画番号54）

就労と家庭生活との両立支援

本研究部（法学系）では、子育てに従事する男性教員及び女性教員について、職務の分掌、会議の開催日時等に配慮している。明文の申し合わせ事項はないが、了解事項と考えられている。

政策・方針決定への女性の参画の拡大

平成28年4月に女性教員2名を教授に昇進させた。本研究部では参加資格を教授に限らない委員会等が多いため、部局全体の会議のほとんどについて女性委員が参加している。関係教育部局における各委員会の委員長を女性が務めているものも多い。

（水準）期待される水準を上回る。

（判断理由）

全学的な取り組みの成果として、子育て、介護、各種相談体制など教職員・学生への支援体制が充実した。このことは全学的取り組みへの参加と協力を掲げる本研究部の方針と合致する。

研究部（法学系）レベルでは、全体の女性教員比率は3割を超え、クリティカル・マスの水準に達しており、その割合は高い水準を維持している。

平成27年度に女子の准教授を2名教授に昇任させており、管理職の比率も上昇している。

これらのことから、男女共同参画推進の方針にもとづいた活動が適切に行われ、成果の状況も極めて良好であり、関係者の期待を上回ると判断される。

観点1-3 活動の実績及び学生・研究者の満足度から判断して、活動の成果があがっているか。

## 《文学系》

（観点に係る状況）

研究部（文学系）女性教員の研究活動の成果として、日本学術会議で要職を担い、また専門領域を生かした地域でのイベントや活動が地域への貢献活動として成果を上げている。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

女性教員の研究活動の成果として、日本学術会議で要職を担い、また専門領域を生かした地域でのイベントや活動が地域への貢献活動として成果を上げている。

以上の観点から、期待される水準にあると判断する。

#### 《法学系》

(観点に係る状況)

男女共同参画推進の方針にもとづいた活動が適切に行われ、成果の状況も極めて良好であり、関係者の期待を上回ると判断される。

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 観点 1 - 2 《法学系》参照

観点 1 - 4 改善のための取り組みがなされているか。
------------------------------

#### 《文学系》

(観点に係る状況)

特に改善を要する点は認められない。

女性教員比率に関しては、今後もその比率向上に向けて努力する。

(水準)

期待される水準にある。

(判断理由)

特に改善を要する点は認められない。

以上の観点から、期待される水準にあると判断する。

#### 《法学系》

同上

### 4. 質の向上度の分析及び判定

#### 《文学系》

分析項目 I 目的に照らして、男女共同参画に向けた活動が適切に行われ、成果を挙げていること。

人文社会科学部(文学系)は、平成 29 年度に設置されたばかりであり、向上度の分析及び判定は今期の組織評価ではできないため、次期の第 4 期組織評価にて行うこととする。

#### 《法学系》

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由)

関係各教育部局の方針に基づいて、第2期中期目標期間を通じて、男女共同参画推進にかかる全学的取組みに参加・協力する姿勢を維持してきた。研究部レベルでは、全体の女性教員比率は3割を超え、その割合は高い水準を維持している。

当初から関係各教育部局では、教授会および各委員会への准教授、講師の参加を認めていたため、政策決定過程での多様な視点の確保ができていたが、平成28年度の2名の女性教員の教授への昇進により、女性管理職の割合も大きく改善した。

以上の点から、男女共同参画推進に向けた活動に関して、「大きく改善、向上し、高い質を維持している」と判断する。